

「西海橋」を国の登録有形文化財に

高い技術力と
優れたデザイン

7月20日、国の文化審議会において、針尾瀬戸に架かる「西海橋」を国の登録有形文化財（建造物）に登録するよう答申がなされました。

西海橋は長崎県北部と南部を結ぶ夢の懸け橋として、1955（昭和30）年10月に旧建設省の直轄事業として建設されました。国内初の長大橋で、完成当時は東洋一を誇り、世界第3位のアーチ橋として注目されました。

建設が始められた昭和25年は、まだ戦後間もない時期で、物資も乏しい時代だったため、十分な強度を持たせながらも、できるだけ鋼材を節約することが求められました。また、国内初の長大橋にふさわしいデザインも求められました。

このように西海橋の建設には難題が山積していましたが、若手技術者たちの努力と奮闘によって、それらは克服され、昭和30年10月、最先端技術が駆

使された素晴らしいデザインの長大橋が完成しました。

この西海橋の架橋で培われた技術と経験は、その後の長大橋建設の礎となり、天草五橋や関門海峡大橋、そして瀬戸大橋の架橋に至るまで大きな影響を与えました。こうしたことが高く評価され、今回の答申に結び付けました。登録は本年秋頃に決定する見込みです。

登録有形文化財（建造物）

近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化などにより、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機に晒されている文化財建造物を後世に幅広く継承していくため、平成8年に国によって作られた制度。建設後50年を経過し、国土の歴史的景観に寄与しているものや造形の規範となっているもの、再現することが容易でないものが対象。登録されると、保存・活用に必要な修理費の補助など、さまざまな優遇措置が適用されます。